

3 月 教 育 委 員 会 会 議 録

日時：令和3年3月23日 午後2時

場所：山口県教育庁教育委員会室

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和3年3月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>最初に本日の署名委員の指名を行います。 佐野委員と小崎委員、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議案の審議に入りたいと思います。 議案第1号から議案第10号までについて、まとめて教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>議案第1号から議案第10号について、御説明させていただきます。資料の94ページを御覧ください。</p> <p>1の改正の理由にありますように、これらの議案につきましては、令和3年4月1日付けで、組織改編をすることに伴うこと及び、押印、対面規制の見直しに伴う所要の改正です。</p> <p>次に、2にありますように、改正する規則、訓令は表のとおり、議案番号の第1号から第10号までとなります。</p> <p>次に、3の主な改正理由についてです。議案第1号から9号までにつきましては、2月の教育委員会会議でも御報告させていただきました、「山口県乳幼児の育ちと学び支援センター」を設置することに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、議案第7号から9号につきましては、押印の見直しに伴い、様式中の「印」の文字を削除する等の改正を行うものです。</p> <p>議案第10号につきましては、2月の教育委員会会議で審議いただきました「職員のサービスの宣誓に関する条例」が改正され、職員のサービスの宣誓について、面前において宣誓する方法から任命権者に宣誓書を提出する方法に変更となりました。</p> <p>これにより、面前においてサービスの宣誓をする対象の区分等を定める規則である、本規則を廃止するための改正を行うものです。 なお、施行日は議案第1号から第9号は令和3年4月1日を、議案第10号は公布の日から施行することとしています。 説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま教育政策課から議案第1号から議案第10号までについて説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第1号から議案第10号までについて、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第1号から議案第10号までを承認いたします。 続いて議案第11号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>

教育政策課長	<p>議案第11号「山口 県立学校施設 長寿命化計画の策定」について御説明いたします。資料の2ページを御覧ください。</p> <p>本計画の最終案につきましては、先月の教育委員会会議や2月県議会文教警察委員会で御協議等をいただいたところです。その上で、1の前回協議からの修正点にありますように、築年数別の整備状況のグラフについて、旧耐震基準と新耐震基準の表記に係る教育委員会会議での御意見を踏まえ、記載のとおり修正をおこなっております。</p> <p>続きまして、今後の予定です。本日の審議の後、本計画及びパブリック・コメントの実施結果を記者発表するとともに、県教委ホームページに掲載し、公表したいと考えております。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま議案第11号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>前回御意見をお伺いして修正したと、そういう内容という事でございますが、何かお気付き等ありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第11号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	承認
教 育 長	<p>議案第11号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第12号について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>議案第12号「山口県立高等学校等の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明いたします。資料の27ページをお開きください。</p> <p>まず、改正の趣旨についてです。</p> <p>教育職員について、長期休業期間等において休日を中心して確保することを目的とした1年単位の変形労働時間制が導入できるよう、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部が改正されました。それに伴い、人事委員会規則の一部改正に併せて、この教育委員会規則の一部を改正するものです。</p> <p>次に、改正の内容です。</p> <p>一つ目は、1年単位の変形労働時間制を適用する際の勤務時間等の割振りを校長が定めるものとします。</p> <p>二つ目は、1年単位の変形労働時間制が適用される教育職員の時間外在校等時間の上限を月42時間、年320時間とするというものです。</p> <p>なお、この規則の施行期日は、令和3年4月1日としています。</p> <p>以上、御審議の程申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま議案第12号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>変形労働時間制の導入に伴う人員不足の改正ということでございますが、いかがでしょうか。</p>

全 委 員	<p>議案第12号について、承認することとしてよろしいですか。</p> <p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第12号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第13号について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>議案第13号の「山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、お諮りいたします。</p> <p>関連資料は28ページから32ページまでとなっておりますが、32ページの参考資料により御説明いたします。</p> <p>改正の理由は、今年度末をもって西市高校の在籍者がいなくなり、同校が廃止となることから、所要の改正を行うものです。</p> <p>改正規則の施行期日につきましては、令和3年4月1日としております。</p> <p>御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま議案第13号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>議案第13号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第13号を承認いたします。</p> <p>続いて議案第14号について、社会教育・文化財課から説明をお願いします。</p>
社会教育・文化財課長	<p>それでは、議案第14号「文化財の県指定について」御説明いたします。資料の33ページを御覧ください。</p> <p>本案でございますが、山口県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、手鑑「仮御手鑑 付 仮御手鑑入記御根帳 一冊」を山口県有形文化財に指定しようとするものです。</p> <p>「仮御手鑑 付 仮御手鑑入記御根帳」の概要につきましては、資料の36ページから記載しておりますが、先月の教育委員会会議で御説明し、山口県文化財保護審議会に諮問することについて御承認をいただきましたので、内容の詳細についての説明は割愛させていただきますが、去る3月15日に開催いたしました第86回山口県文化財保護審議会に諮問いたしましたところ、35ページのとおり指定することが適当であるとの答申をいただいております。</p> <p>つきましては、御承認をいただきたいと考えておりますので、御審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま議案第14号について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
佐 野 委 員	<p>今回も前回も手鑑ということで、手鑑繋がりだと思いますが、文化財の候補が何かたくさんあって、その中から吟味されて、ふさわしい</p>

社会教育・文化財課長	<p>という物で出てくるということなのか、それともその年度の中で前回手鑑が出てきて、同じような貴重な物があるということなので出てくるということなんでしょうか。</p>
	<p>今回の仮御手鑑の指定につきましては、委員おっしゃいました通り、昨年度、手鑑を県が指定いたしました。その流れの中で、県立図書館の方で、今回の手鑑を所有しているということは分かっておりますので、こちらについても、指定する価値があるかどうか、改めて調査をし、指定ということで審議会の方から御意見をいただいたところです。県内いろいろな文化財があります。まだ指定されていないものもたくさんございます。各市町の教育委員会さんの方にも、指定に足りうるものというような、価値のある可能性があるものについては報告をいただいております。県の指定、国の指定とありますけれども、指定するという事になると、調査にそれなりの時間がかかって参りますので、その都度、状況を見ながら指定をしていくということになると思います。</p>
教 育 長	<p>議案第14号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承認</p>
教 育 長	<p>議案第14号を承認いたします。 続いて報告事項に入ります。 報告事項1について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料42ページを御覧ください。 令和4年度教員採用候補者選考試験については、5月に発表予定の実施要項で詳細をお示しすることとしていますが、志願者に早期に情報提供するため、実施大綱を策定しましたので、その概要を御説明します。 まず、2の「選考区分、志願区分及び教科」ですが、選考区分については、「一般選考」「障害者を対象とした選考」、また、特別選考としてお示ししている6つ、の合計8つの区分で実施します。 志願区分と教科については御覧のとおりです。 なお、各教科（科目等）の採用見込者数は、実施要項でお示しします。 続いて、3の「出願」、4の「受験資格」については、大きな変更はありません。 44ページを御覧ください。5の「選考試験の試験項目」に、一次、二次それぞれの試験項目をお示ししています。 45ページ、7の「実施要項の発表等」については、5月11日を予定しており、志願者には、郵便による請求を行うようお願いしています。 8の「出願について」ですが、来年度から、インターネット（電子申請）による出願を原則とすることとしています。 10の「選考試験の期日及び会場」について、第一次試験は、7月10日、11日の2日間です。試験会場は、県内は御覧の3会場です。東京会場及び関西会場の具体的な場所については、実施要項でお</p>

	<p>示しします。</p> <p>続いて46ページの第二次試験は8月21日、22日の2日間で、県内3会場で実施します。</p> <p>11の「選考試験結果の発表」については、二つ目の○印のところにお示しをしておりますとおり、10月5日に第二次試験の選考結果の発表を行います。</p> <p>12の「主な変更点」を御覧ください。3点ございます。</p> <p>まず、1点目です。高等学校の農業は、免許状を所有する者が少ない状況があります。そのため、社会人特別選考で高等学校の農業を志願する者については、県教委が行う教育職員検定により免許を授与することができる特別免許状制度を活用することを前提に、教員免許状がなくても受験できることとしました。</p> <p>次に2点目です。これまでも郵送以外に、証明書類等の添付が必要ない場合に限って、インターネットによる出願を可能としていたしましたが、来年度からインターネットによる出願を原則とし、それが困難な場合に限り、郵送による出願を受け付けることとしました。</p> <p>次に3点目ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時的な対応として、第一次試験においては、集団面接（討議）を実施しないこととしています。また、第二次試験においても、集団面接（模擬授業及び討議）を実施しないこととし、これに伴い小学校の試験日を2日間に縮減します。</p> <p>以上の変更を行うことで、志願者の一層の確保と優れた人材の採用に努めるとともに、受験者が安心して安全に受験できる態勢を整えたいと考えています。</p> <p>最後に、資料にはございませんが、これまでと同様に、大学等の関係機関にはパンフレット及びポスターを、志願者にはパンフレットを配布し、採用選考試験の周知に努める予定です。</p> <p>また、例年、5月の実施要項の発表に合わせて実施している説明会について、来年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を見合わせる予定です。これに代わるものとして、山口県の教育や採用試験についての説明動画等を教職員課のウェブページに公開し、インターネットを通して、より多くの方に情報を伝えたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま報告事項1について説明がありましたが、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p>
類 原 委 員	<p>46ページの主な変更点のところの3点目のところで、集団面接、討議、模擬授業等を実施しないということですが、それに代わるような何かあればなと思えますが。</p>
教 職 員 課 長	<p>例年ですと、集団面接そして2次試験が個人面接、1次試験で筆記試験を実施しているところですがけれども、今年度実施をした採用試験につきましても、要項発表後に集団面接を取りやめたという経緯がございます。来年度についてはもうこの時点で集団面接を実施しないということを決めて大綱を発表した訳ですがけれども、試験についてはこれまでの試験そして個人面接のなかで、しっかり様々な角度から人</p>

	物を見てもらいたいと考えているところです。
教 育 長	特に新たにこれに代わるものは、今のところ次年度はないということですね。
教 職 員 課 長	これまで実施をしてなかった試験の新たな内容が加わることはありません。
佐 野 委 員	先生は人に関わる仕事をされるので、複数の方と討議をする能力は重要じゃないかなと思うんですけども、全くそういったのはしないんですか。
教 職 員 課 長	はい、以前は昨年度まで実施をしておりました試験の中では、一次試験、二次試験でそういった集団面接の場面がございましたけれども、感染拡大防止の観点から集団で討議を一定時間するというものについては行わないことにしております。しかしながら、これまでも人物重視の選考試験を実施してきておりますので、その辺りのところはこれから実施する面接あるいは実技試験、筆記試験等の中で、しっかり人物を見ていけるような工夫はしてまいりたいと思っております。
佐 野 委 員	しっかり見ていただければと思います。
教 育 長	次の試験では集団討議等は行われないということですが、これはずっとやられるということまでは決めてないんですよ。
教 職 員 課 長	この度は臨時的な措置としての対応ということですので、これをもって、今まで実施してきたことを取りやめるということではありません。試験の内容につきましてはその都度、検討をしているところであります。昨年度は実施要項を発表した後に変更し、受験者にもそれぞれ連絡をするといった対応がありましたので、今回は大綱の発表時から実施をしないということをしっかり周知をしてまいりたいと考えております。
教 育 長	コロナ対策ということですね、なるべく密な状態は当面避けたいということで、このような措置をしておりますけども、これをどういう風に、先ほど佐野委員さんがおっしゃったように討議をする力を見ていくかというのは、これからの課題でもあると思っております。
和 泉 委 員	大学でそういった集団面接を見ていきますと、一番適性が表れるのは、集団での話し合いの中で学生がどんな発言をして、どう他の人の意見を聞くかということだと思っております。また来年度、新採で採用された教員の方を見てからの話しになると思うんですけども、これまで集団面接までやった時の新採と何か違いがあるのかどうかというのを、感想だけでも聞かせていただければと思います。
教 育 長	今回採用される訳ですから、実際に学校現場の状況を見て、また御報告するようになると思っております。

教職員課長	<p>昨年の夏に実施をした試験で採用された教員が、この4月から教壇に立ちますので、その状況についてはしっかり見てまいりたいと思っていますところでは。</p>
佐野委員	<p>幅広く能力のある方を採用していると思うんですけども、なかでも若い方で、早い時期から先生になりたいという方を、教師力の向上プログラムで育てていらっしゃる、これなんかとても良い取り組みじゃないかと思うんですけども、こういうのは結構広くPRして周知されているのかなというところ。それと、教員の採用についての資質の確認について、山口県においても文部科学省が提供している官報の情報検索ツールの利用はされていますか。</p>
教職員課長	<p>まず、1つ目の教師力の向上プログラムにつきましては、大学3年生で分担して30人程度で実習をしております、大学の方から希望者も多く、選抜試験の実施をして実際のプログラムを実施しているところでは。関係の大学にはしっかり周知をして、この制度を知らせているところでありまして。それから情報検索ツールについては、今年の2月から各校40年の免許の失効情報を検索できる仕組みになっております。これについては必要に応じて検索ツールを使いながら、学校現場で問題があったらいいけませんので、そういう検索ツールを使うことに関しては実施ができるようになってきているところでありまして。採用選考に当たっては、今後どのようにこれを使っていくかについて検討しているところでは。</p>
教 育 長	<p>全国的によくニュースでも取り上げられてますけども、特に小学校を中心にして、受験者数が少ないということで、2倍を切っているところがよく取り上げられるんですけども、いろんなところに働きかけをしながら、教職の魅力をしっかりとPRを続けたいと思います。教師というのは、人を育てる大変やりがいのある仕事ですので、しっかりとPRしていきたいと思っています。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p>
教 育 長	<p>次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>次回の教育委員会会議は、令和3年4月15日（木）午後2時を予定しております。よろしくをお願いします。</p>